

通行条件の見直しについて

1. 通行条件の見直しの概要
2. 条件書など該当帳票とその変更点について
3. 運用開始にあたっての留意事項

1. 通行条件見直しの概要

- 特殊車両の通行許可に付される誘導車の配置条件が合理化されます。
- 道路の構造の保全や交通の危険防止に支障のない場合は、交差点等においては前方、橋梁などにおいては後方に1台を配置することで、通行が原則可能になります。

■誘導車配置等条件

重量に関する条件		寸法に関する条件	
A	特別な条件を付さない。	A	特別な条件を付さない。
B	橋梁、高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下「橋梁等」という。)を通行するときは、徐行をすること。	B	屈曲部、交差点、幅員狭小部又は上空障害箇所を通行するときは、徐行をすること。
C	C条件の付された橋梁等については、以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。	C	(屈曲部、幅員狭小部、上空障害箇所) C条件の付された屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所については、以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。
D	D条件の付された橋梁等については、以下を条件とする。 ① Cの各条件 ② 隣接車線の前方(隣接車線が同一方向の車線である場合は後方)を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を抑えることなどによって、可能な限り、隣接車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること(すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなる場合は一時停止すること。))		(交差点) C条件の付された交差点を左折又は右折するときは、以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。

(注) 徐行とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

(注) 誘導車は、特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者(有効な受講修了書を有する者に限る)が運転するものであることを確認できるものに限る。

2. 条件書など該当帳票とその変更点について

○通行条件の見直しを受け、下記帳票の記載事項が変更となります。(許可済みを除く)

- ・条件書、条件書(往路)・条件書(復路)
- ・条件書(経路毎)
- ・条件書(裏面)

■条件書、条件書(往路)、条件書(復路)の変更点(左:現行、右:通行条件見直し後)

条件書	条件書
許可年月日 令和 年 月 日 道路管理者 印 現行 重量A条件・寸法C条件	許可年月日 令和 年 月 日 道路管理者 北陸地方整備局 印 通行条件見直し後 重量A条件・寸法C条件
1. 屈曲部、交差点、幅員狭小又は上空障害箇所を通行するときは徐行すること。 なお、次の区間の屈曲部、交差点、幅員狭小又は上空障害箇所については、道路中央(道路標識等による車道中央線が設けられているときはその道路中央とする。)を越えなければ通行できない場合があるので、その箇所の通行に当たっては他の交通の安全を確保するための誘導措置(誘導車又は誘導員による誘導及び前方、後方の確認)をとること。 〔別紙「C・D条件箇所一覧」の区間又は箇所〕	1. 次の屈曲部、交差点、幅員狭小又は上空障害箇所を通行するときは徐行(注)すること。 (注) 徐行とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で通行することをいう。 申請経路全路線。但し、経路に高速自動車国道が含まれる場合には高速自動車国道を除く。
2. 通行経路のうち、次の区間については左側端から数えて一番目の車両通行帯(登坂車線が設けられている区間については登坂車線)を通行すること。 〔申請経路全路線〕	2. 次の区間の屈曲部、交差点、幅員狭小又は上空障害箇所については、許可車両の前方に1台の誘導車(注)を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。 ① ①のため、屈曲部、幅員狭小又は上空障害箇所については、許可車両の前方に1台の誘導車(注)を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。 ② ②のため、交差点については、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。 (注) 特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受けた者(有効な受講修了書を有する者に限る)が運転するものであることを確認できるものに限る。 別紙「C・D条件箇所一覧」の区間又は箇所
3. 通行経路のうち、次の区間については、許可車両の前後に誘導車を配置して通行すること。 〔別紙「C・D条件箇所一覧」の区間又は箇所〕	3. 通行経路のうち、次の区間については左側端から数えて一番目の車両通行帯(登坂車線が設けられている区間については登坂車線)を通行すること。 〔申請経路全路線〕
4. 次の区間を通行する時間は、21時から6時までとする。 (別紙「C・D条件箇所一覧」に通行時間帯が記載されている区間又は箇所) また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。	4. 通行時間は、21時から6時までとする。 (別紙「C・D条件箇所一覧」に通行時間帯が記載されている区間又は箇所) また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。
5. 通行経路の一部で通行が禁止又は制限されることがあるが、そのような場合には、現地の標識又は道路管理者の指示に従うこと。	5. 道路工事、災害発生等によって、通行経路の一部で通行が禁止又は制限されることがあるが、そのような場合には、現地の標識又は道路管理者の指示に従うこと。
6. その他 〔車両の組合せは、トラクタまたはトレーラの自動車検査証に記載されている組合せに限る。 車両諸元が自動車検査証の継続検査により変更になる場合は、変更申請を行い許可を受けること。 バン形状以外のトレーラを許可対象車として運用するための「自主基準」を遵守すること。 スタンション型のセミトレーラ連結車で分割可能な貨物を積載する場合は、必ずスタンションを装着すること。〕 ※通行の際の注意事項は、別紙参照のこと。 ※幅2.5mを超える場合、料金所の通過に当たっては、以下を条件とする。 ・高速自動車国道を通行する場合、特大車レーン(最左側レーン)を通行するとともに、料金所係員の指示に従うこと。 ・本州四国連絡高速道路を通行する時は必ず2日前までに本州四国連絡高速道路(株)の管理センター管理営業課に予め連絡し、料金所の通過方法についてその指示を受けること。 ・広島高速道路を通行する場合、特大車レーン(幅広ブース)を通行するとともに、料金所係員の指示に従うこと。	6. その他 〔車両の組合せは、トラクタまたはトレーラの自動車検査証に記載されている組合せに限る。 車両諸元が自動車検査証の継続検査により変更になる場合は、変更申請を行い許可を受けること。 バン形状以外のトレーラを許可対象車として運用するための「自主基準」を遵守すること。 スタンション型のセミトレーラ連結車で分割可能な貨物を積載する場合は、必ずスタンションを装着すること。〕 ※通行の際の注意事項は、別紙参照のこと。 ※幅2.5mを超える場合、料金所の通過に当たっては、以下を条件とする。 ・高速自動車国道を通行する場合、特大車レーン(最左側レーン)を通行するとともに、料金所係員の指示に従うこと。 ・本州四国連絡高速道路を通行する時は必ず2日前までに本州四国連絡高速道路(株)の管理センター管理営業課に予め連絡し、料金所の通過方法についてその指示を受けること。 ・広島高速道路を通行する場合、特大車レーン(幅広ブース)を通行するとともに、料金所係員の指示に従うこと。

寸法B条件

寸法C条件

誘導車を前後に配置

現地標識に従う指示

2. 条件書など該当帳票とその変更点について

○条件書(経路毎)については、寸法C条件のとき通行条件が障害種別により異なるため、「C・D条件箇所一覧」もあわせて参照いただくこととなります。

■条件書(経路毎)の変更点(上:現行、下:通行条件見直し後)

条件書 (経路毎)

現行
重量D条件・寸法C条件

第 号
許可年月日 令和 年 月 日
道路管理者 東北地方整備局長
印

経路番号	往復区分	通行条件		通行時間	備考
		重量	寸法		
001	往復	A	A	0時～24時	条件書(経路毎)及び条件書を参照のこと
002	往復	D	C	21時～6時	条件書(経路毎)及び条件書を参照のこと
003	往復				条件書(経路毎)及び条件書を参照のこと

条件書 (経路毎)

通行条件見直し後
重量D条件・寸法C条件

第 号
許可年月日 令和 年 月 日
道路管理者 東北地方整備局長
印

経路番号	往復区分	通行条件		通行時間	備考
		重量	寸法		
001	往復	A	A	0時～24時	(記載なし)
002	往復	D	C	21時～6時	C・D条件箇所一覧を参照のこと
003	往復				条件書を参照のこと

寸法C条件の場合、「C・D条件箇所一覧」を参照いただく記載が追加されます。

2. 条件書など該当帳票とその変更点について

○条件書(裏面)は、細かい記載の修正があります。

■条件書(裏面)の変更点(左:現行、右:通行条件見直し後)

現行

通行条件見直し後

文言の変更

許可取り消し例

〔通行の際の注意事項〕

1. 道路の状況は、工事の実施や災害の発生等により変化することがあるので、通行に先立ち、通行経路について（一財）日本道路交通情報センター等に問い合わせること。
2. 以下に該当する場合には、許可を取消されることがあるので注意すること。
 1. 条件書に記載された通行条件に違反して車両を通行させたとき
 2. 申請した経路と異なる経路について車両を通行させたとき
 3. 申請した車両諸元を超えて車両を通行させたとき
 4. その他許可証に記載した事項に反して車両を通行させたとき
3. 通行にあたっては、常に、許可証を備え付けておくこと。ただし、許可の更新又は変更によって許可を受けた場合には、当該更新又は変更の前の許可証も合わせて備え付けておくこと。
4. 取締りにおいて、道路監理員等から許可証の提示を求められた場合において、許可証その他の書面を備え付けているときは、運転者等が自ら直ちに当該経路に関する当該許可証その他の書面を提示し、電子計算機その他の機器を備え付けているときは、運転者等が自ら操作して、直ちに映像面に明瞭な状態で、許可証の内容を提示すること。
5. 許可車両の通行によって道路構造物、道路の附属物、道路占用物件等に損傷を与えた場合は、すみやかに道路管理者又は道路占用者に連絡すること。
6. 道路法に基づく道路以外の部分（農道、林道、私道、港湾道路等をいう。）については、許可の対象とならないので注意すること。
7. 道路法、道路交通法、道路運送車両法等の関係法令を遵守して通行するとともに、現地の交通規制に従うこと。

〔通行の際の注意事項〕

1. 道路の状況は、工事の実施や災害の発生等により変化することがあるので、通行に先立ち、通行経路について（公財）日本道路交通情報センター等に問い合わせること。
2. 許可証に記載された事項に違反して車両を通行させたときは、許可を取消されることがある。
3. 通行にあたっては、常に、許可証を備え付けておくこと。ただし、許可の更新又は変更によって許可を受けた場合には、当該更新又は変更の前の許可証も合わせて備え付けておくこと。
4. 取締りにおいて、道路監理員等から許可証の提示を求められた場合において、許可証その他の書面を備え付けているときは、運転者等が自ら直ちに当該経路に関する当該許可証その他の書面を提示し、電子計算機その他の機器を備え付けているときは、運転者等が自ら操作して、直ちに映像面に明瞭な状態で、許可証の内容を提示すること。
5. 許可車両の通行によって道路構造物、道路の附属物、道路占用物件等に損傷を与えた場合は、すみやかに道路管理者又は道路占用者に連絡すること。
6. 道路法に基づく道路以外の部分（農道、林道、私道、港湾道路等をいう。）については、この許可の対象とはならない。
7. 道路法、道路交通法、道路運送車両法等の関係法令を遵守して通行するとともに、現地の交通規制に従うこと。

3. 運用開始にあたっての留意事項

- 通行条件見直しの運用開始(令和3年3月29日)以降に許可される申請には、通行条件見直し後の新しい条件書が添付されます。
- 令和3年3月29日までに許可発行される申請には、現行の条件書が添付されます。

■添付される条件書の切り替えについて

申請	添付される条件書
令和3年3月29日以降に許可発行	通行条件見直し後のもの
令和3年3月29日までに許可発行	現行のもの

【参考】通行条件の見直しについて

○特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日 建設省道交発第99号、道企発第57号)

＜改正後＞

記号 区分	内 容	
	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	特別な条件を付さない。	特別な条件を付さない。
B	徐行をすることを条件とする。	徐行をすることを条件とする。
C	以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。	(屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所の通行の場合) 以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。 (交差点の左折又は右折の場合) 以下を条件とする。 ① 徐行すること。 ② 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。
D	以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。 ④ 隣接する車線の前方(隣接する車線が同一方向の車線である場合は後方)を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接する車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること(すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなるときは一時停止すること。)。	

(注)「徐行」とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

(注) 誘導車は、特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者(有効な受講修了書を有する者に限る)が運転するものであることを確認できるものに限る。

＜現行＞

記号 区分	内 容	
	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	徐行等の特別な条件を付さない、	徐行等の特別の条件を付さない。
B	徐行および進行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車両が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。 道路管理者が別途指示する場合は、その条件も附加する。	

(注)「進行禁止」とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁ずる措置をいう。

【参考】条件書記載内容の改訂について

＜改正後＞

別記様式第1～4 略

別紙

(表)

条 件 書

第 号
許可年月日 年 月 日
道路管理者 印

- 通行経路のうち、次の区間の橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋梁等」という。）を通行するときは、徐行（注）をすること。
(注) 徐行とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。
[]
(削る)
(削る)
- 通行経路のうち、次の区間の橋梁等を通行するときは、
① 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。
② ①のため、許可車両の後方に1台の誘導車（注）を配置し通行すること。
(注) 特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者（有効な受講修了書を有する者に限る）が運転するものであることを確認できるものに限る。
[]
- 通行経路のうち、次の区間の橋梁等を通行するときは、隣接する車線の前（隣接する車線が同一方向の車線である場合は後方）を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接する車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること（すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなるときは一時停止すること。）
[]
- 次の屈曲部、交差点、幅員狭小部又は上空障害箇所を通行するときは徐行すること。
[]
- 次の区間の屈曲部、交差点、幅員狭小部又は上空障害箇所については、
① 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。
② ①のため、屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所については、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。
③ ①のため、交差点については、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。
[]
- 通行経路のうち、次の区間については左側端から数えて一番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあつては登坂車線）を通行すること。
[]
(削る)
(削る)

＜現行＞

別記様式第1～4 略

別紙

(表)

条 件 書

第 号
許可年月日 年 月 日
道路管理者 印

- 通行経路のうち、次の区間の橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋梁等」という。）を通行するときは、徐行及び進行禁止とすること。
(新設)
[]
なお、次の区間の橋梁等を通行するときは、2車線内に他の車両が同時に通行しない状態で通行すること。
[]
(新設)
- 屈曲部、交差点、幅員狭小又は上空障害箇所を通行するときは徐行すること。
(新設)
なお、次の区間の屈曲部、交差点、幅員狭小又は上空障害箇所については、道路中央（道路標識等による車道中央線が設けられているときはその道路中央とする。）を越えなければ通行できない場合があるので、その箇所の通行にあたって他の交通の安全を確保するための誘導措置（誘導車又は誘導員による誘導及び前方、後方の確認）をとること。
[]
- 通行経路のうち、次の区間については左側端から数えて一番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあつては登坂車線）を通行すること。
[]
- 通行経路のうち、次の区間については、許可車両の前後に誘導車を配置して通行すること
[]

【参考】条件書記載内容の改訂について

＜改正後＞

7. 通行時間は、 時から 時までとする。
ただし、[] については、 時から 時までとする。
[] については、 時から 時までとする。
- また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。
8. 通行経路のうち、[] については、
[] のため、 年 月 日より 年 月 日まで
[] を通行すること。
9. 道路工事、災害発生等によって、通行経路の一部で通行が禁止又は制限されることがあるが、そのような場合には、現地の標識又は道路管理者の指示に従うこと。
10. その他

※通行の際の注意事項は、裏面に記載のこと。

- 〔通行の際の注意事項〕
- 道路の状況は、工事の実施や災害の発生等により変化することがあるので、通行に先立ち、通行経路について(公財)日本道路交通情報センター等に問い合わせること。
 - 許可証に記載された事項に違反して車両を通行させたときは、許可を取消されることがある。
(削る。)
(削る。)
(削る。)
(削る。)
 - 通行にあたっては、常に、許可証を備え付けておくこと。ただし、許可の更新又は変更によって許可を受けた場合には、当該更新又は変更の前の許可証も合わせて備え付けておくこと。
 - 取締りにおいて、道路監理員等から許可証の提示を求められた場合において、許可証その他の書面を備えているときは、運転者等が自ら直ちに当該経路に関する当該許可証その他の書面を提示し、電子計算機その他の機器を備えているときは、運転者等が自ら操作して、直ちに映像面に明瞭な状態で、許可証の内容を提示すること。
 - 許可車両の通行によって道路建造物、道路の附属物、道路占用物件等に損傷を与えた場合は、すみやかに道路管理者又は道路占有者に連絡すること。
 - 道路法に基づく道路以外の部分（農道、林道、私道、港湾道路等をいう。）については、この許可の対象とはならない。
 - 道路法、道路交通法、道路運送車両法等の関係法令を遵守して通行するとともに、現地の交通規制に従うこと。

＜現行＞

5. 通行時間は、 時から 時までとする。
ただし、[] については、 時から 時までとする。
[] については、 時から 時までとする。
- また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。
6. 通行経路のうち、[] については、
[] のため、 年 月 日より 年 月 日まで
[] を通行すること。
7. 通行経路の一部で通行が禁止又は制限されることがあるが、そのような場合には、現地の標識又は道路管理者の指示に従うこと。
8. その他
注) 通行禁止とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして橋梁等の同一径間を同時に渡ることを禁止する措置をいう。

※通行の際の注意事項は、裏面に記載のこと。

- 〔通行の際の注意事項〕
- 道路の状況は、工事の実施や災害の発生等により変化することがあるので、通行に先立ち、通行経路について(財)日本道路交通情報センター等に問い合わせること。
 - 以下に該当する場合には、許可を取消されることがあるので注意すること。
①条件書に記載された通行条件に違反して車両を通行させたとき
②申請した経路と異なる経路について車両を通行させたとき
③申請した車両諸元を超えて車両を通行させたとき
④その他許可証に記載した事項に反して車両を通行させたとき
 - 通行にあたっては、常に、許可証を備え付けておくこと。ただし、許可の更新又は変更によって許可を受けた場合には、当該更新又は変更の前の許可証も合わせて備え付けておくこと。
 - 取締りにおいて、道路監理員等から許可証の提示を求められた場合において、許可証その他の書面を備えているときは、運転者等が自ら直ちに当該経路に関する当該許可証その他の書面を提示し、電子計算機その他の機器を備えているときは、運転者等が自ら操作して、直ちに映像面に明瞭な状態で、許可証の内容を提示すること。
 - 許可車両の通行によって道路建造物、道路の附属物、道路占用物件等に損傷を与えた場合は、すみやかに道路管理者又は道路占有者に連絡すること。
 - 道路法に基づく道路以外の部分（農道、林道、私道、港湾道路等をいう。）については、許可の対象とならないので注意すること。
 - 道路法、道路交通法、道路運送車両法等の関係法令を遵守して通行するとともに、現地の交通規制に従うこと。

【参考】条件書記載内容の改訂について

＜改正後＞

〔条件記入要領〕

1. について
重量に関する条件がB、C又はDとなる橋梁等がない場合は削除し、以下の記載を繰り上げる。

(削る。)

なお、記入する区間数が多くなる場合には区間を包括し、あるいは路線ごと又は全路線とすることができる(2.～6.において同じ)。
2. について
重量に関する条件がC又はDとなる橋梁等がない場合は削除し、以下の記載を繰り上げる。
3. について
重量に関する条件がDとなる橋梁等がない場合は削除し、以下の記載を繰り上げる。
4. について
寸法に関する条件がB又はCとなる屈曲部、交差点、幅員狭小部又は上空障害箇所がない場合は削除し、以下の記載を繰り上げる。

(削る。)

(削る。)
7. について
前段に通行時間帯を記入する。区間によって通行時間帯の指定を変える場合は、中段〔 〕内にその区間を、その後に時間を記入し、変えない場合は中段すべてを削除する。通行時間帯を指定する区間又は箇所がない場合は、全文を削除し、以下の記載を繰り上げる。
9. について
工事等のため区間及び期間を定めて迂回路を指定する場合は、前段〔 〕内に通行できない区間を、中段〔 〕内に迂回路指定の理由を、その後に迂回路指定の期間を、後段〔 〕内に指定する迂回路を記入する。迂回路を指定しない場合は、全文を削除する。

(削る。)

別表 略

＜現行＞

〔条件記入要領〕

1. について
重量に関する条件がAとなる場合は全文を削除し、B又はCとなる場合は前段の〔 〕内にB以上となる区間を記入し、かつ〔なお、〕以下を削除する。
また、条件がD又はDを超える場合は、前段の〔 〕内にB以上となる区間を、後段の〔 〕内にD又はDを超える区間を記入する。
なお、記入する区間数が多くなる場合には区間を包括し、あるいは路線ごと又は全路線とすることができる。

(新設)

(新設)
2. について
寸法に関する条件がAとなる場合は全文を削除し、Bとなる場合は後段を削除し、C又はCを超える場合は後段〔 〕内にC又はCを超える区間を記入する。
なお、記入する区間数が多くなる場合には区間を包括し、あるいは路線ごと又は全路線とすることができる。

(新設)
3. について
該当する区間を〔 〕内に記入する。該当する区間がない場合は、全文を削除する。
4. について
通行条件がA又はBとなる場合は全文を削除する。C又はCを超える場合は〔 〕内に許可車両の前後に誘導車を配置して通行する区間を記入する。
なお、記入する区間数が多くなる場合には区間を包括し、あるいは路線ごと又は全路線とすることができる。
5. について
前段に通行時間帯を記入する。区間によって通行時間帯の指定を変える場合は、中断〔 〕内にその区間を、その後に時間を記入し、変えない場合は中断すべてを削除する。通行時間帯を指定しない場合は、全文を削除する。
6. について
工事等のため区間及び期間を定めて迂回路を指定する場合は、前段〔 〕内に通行できない区間を、中断〔 〕内に迂回路指定の理由を、その後に迂回路指定の期間を、後段〔 〕内に指定する迂回路を記入する。迂回路を指定しない場合は、全文を削除する。
8. について
重量に関する条件がDを超える場合又は寸法に関する条件がCを超える場合等にはその他の欄に必要な条件を記入する。特に記入する事項がない場合は、削除する。

別表 略